

鳥取市部活動の在り方に関する方針

(改定版)

令和6年3月

鳥取市教育委員会

目 次

はじめに（平成31年3月の策定にあたって）	・・・ 1
はじめに（令和6年3月の改定にあたって）	・・・ 2
1 基本方針	・・・ 3
2 適切な運営のための体制整備	・・・ 4
（1）部活動に関する方針の策定等	
（2）指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	・・・ 6
（1）適切な指導の実施	
（2）部活動用指導手引の普及・活用	
4 適切な休養日等の設定	・・・ 7
（1）適切な休養日及び活動時間等の設定	
（2）熱中症事故防止や安全の確保	
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	・・・ 9
（1）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置及び部への加入	
（2）地域との連携等	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・ 11
終わりに	・・・ 12

【資 料】

- ・別紙1：学校の部活動に係る活動方針（例）
- ・別紙2：年間活動計画（例）
- ・別紙3：月別活動計画・実績（例）
- ・運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省作成）
- ・子どものスポーツ活動ガイドライン（平成26年3月鳥取県教育委員会作成）

はじめに（平成31年3月の策定にあたって）

学校の部活動は、共通のスポーツの種目や文化芸術の分野に興味・関心を持った子どもたちが、学級や学年の枠を超えて集まり、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、有意義な役割を担っている。

本市では、平成25年3月に、子どもたちが夢や目標を持ち、主体的に部活動に取り組む中で、生徒からも、保護者からも、また地域からも応援されるような活動を目標に、「中学校における部活動ガイドライン」を作成し、適切な部活動等の実施に向けた取組を推進してきた。

部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と示されている。

しかし、部活動を取り巻く課題は多様化、複雑化しており、少子化や学校の多忙化による運営体制維持の問題、長時間の活動が及ぼす生徒への影響等、本市においても喫緊の課題となっている。

そこで、本市では、平成30年3月にスポーツ庁、平成30年12月に文化庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年12月と平成31年2月に鳥取県・鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）に則り、各学校における部活動の明日への第一歩として、「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（以下「市方針」という。）を策定した。

鳥取市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）、各学校、各関係団体等においては、市方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な部活動の構築を目指すこととする。

はじめに（令和6年3月の改定にあたって）

平成31年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。令和2年、スポーツ庁及び文化庁としても、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとの考えが示された。その後、スポーツ庁及び文化庁が設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」によって、令和4年6月及び8月にそれぞれ提言が示されたことから、令和4年12月、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合して全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）が策定された。

新たに国ガイドラインが策定されたことを受け、国ガイドラインの「I 学校部活動」に係る内容を参考に市方針を改定した。

1 基本方針

- 市方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。
- 市方針は、鳥取県・鳥取県教育委員会が平成30年12月と平成31年2月に策定した県方針、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した国ガイドラインに則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ）段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意図を踏まえ、次のこととともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。

※運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。

※文化部活動においては、生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
 - ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
 - ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。
- 市教育委員会及び学校は、市方針を参考に、持続可能な部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。市教育委員会においては、学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 市教育委員会は、市方針に基づく部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 適切な運営のための体制整備

（1）部活動に関する方針の策定等

- ア 市教育委員会は、国ガイドラインに則り、県方針を参考に市方針を策定する。
- イ 校長は、市方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。
なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。
- ウ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考え方を持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等を保護者に説明する。
- カ 市教育委員会は、上記イ及びウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動の設置に努める。

※部活動指導員

…部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの）を除く。」に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程については当該規定を準用。平成29年4月1日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

※適正な数の部活動数の目安

…複数の顧問が配置できる部活動数。

- イ 校長は、教師を部活動顧間に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を、県教育委員会と連携して行う。
- オ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。また、部活動指導員が部活動顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制の構築を図る。
- キ 市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用時等において研修を行う。
- ク 市教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、学校等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。また、スポーツ・文化芸術団体等と連携して、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成26年3月に作成した「子どものスポーツ活動ガイドライン」に則った指導を行う。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、各競技種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切にとりつつ、生徒が短時間で効果を実感できる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与える、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、各分野（活動）の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、生徒が短時間で効果を実感できる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 市教育委員会は、県教育委員会等と連携し、中央競技団体等が作成した部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の学校への普及を図る。

イ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、上記アの指導手引を活用して、3(1)に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 適切な休養日及び活動時間等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、発育・発達段階にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。(朝練習を行う場合の時間も含む。)
- ・ ただし、校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては休養日を増やしたり活動時間を短縮したりするなど、必要な手立てを講じる。
- ・ また、校長は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、発育・発達段階にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、休養日及び活動時間を設定する。

※活動時間

…市方針における「活動時間」とは、スポーツ活動時間や、練習、実演、実験等の時間を意味しており(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない)、身体的トレーニングや練習等の効果が期待される活動の時間である。

イ 校長は、2(1)イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市方針に則り、部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市共通の部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

（2）熱中症事故防止や安全の確保

ア 熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

また、活動を実施する場合でも、短時間に、合理的でかつ効率的・効果的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、急な気温上昇や高湿度の際にはためらうことなく活動を中止したり活動内容を変更したりするなど、生徒の命や健康を守る対応をとる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置及び部への加入

ア 校長は、学校の指導体制に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 市教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を検討する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、市教育委員会は、市方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ スポーツ・文化芸術団体等は、市教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・文化芸術環境の充実を図るとともに、市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。併せて、市教育委員会は、運動部活動において、生徒の大会への参加資格要件等の緩和・拡大について、日本中学校体育連盟の状況を注視しながら必要に応じて検討していくものとする。

ウ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校施設の開放を推進する。

エ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育や、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟、県中学校文化連盟及び市教育委員会は、各学校の部活動が参加する大会等や、地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握する。また、週末等に開催される様々な大会等や、地域の行事・催し等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等や、地域の行事・催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会等や、地域の行事・催し等の数の上限の目安等の設定に努める。

イ 校長は、県中学校体育連盟、県中学校文化連盟及び市教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事・催し等を精査する。

ウ 各学校の部活動が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

- ・ 各学校の部活動が参加する大会は、原則として学校体育団体及び中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、市方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

終わりに

市方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中にあって、学校外の多様な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。

今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

このため、市教育委員会は、市方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実方策を検討していく。

別紙 1

鳥取市立〇〇中学校 部活動に係る活動方針（例）

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取市部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各部活動顧問が各部の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) 休養期間を明確にして活動する。
- (5) 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- (1) 休養日
 - ・原則として、週末のいずれかを含む週 2 日以上とする。
※別紙 2 及び別紙 3 「活動計画表」参照
- (2) 活動時間
 - ・学期中は原則として、長くても平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。(朝練習を行う場合の時間も含む。)
- (3) 参加する大会
 - ・原則として、学校体育団体及び中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。その他の大会への参加については、市方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- (4) その他
 - ・試験の 1 週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
また、ある程度長期の休養期間を設ける。
 - ・週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、部活動顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

別紙2

鳥取市立〇〇中学校〇〇部年間活動計画（例）

部員数	男子10名 女子10名 合計20名
顧問氏名	第1：〇〇〇〇 第2：□□□□ 第3：△△△△（部活動指導員）
活動日	月、火、木、金、土
休養日	水、日
活動時間	（平日）月・火・木・金・・・2時間 （休日）土・・・・・・・3時間（9：00～12：00）
活動場所	体育館

活動目標	○生徒が主体的に取り組める部活動を目指す。 ○部活動の充実を学校全体の活性化に役立たせる。
------	--------------------------------------------------

月	公式戦等	その他（練習試合等）	練習内容
4月		部結成	基礎練習 体幹トレーニング
5月		練習試合（GW中）	東部総体に向けた実戦練習
6月	東部総体		東部・県中総体に向けた実戦練習
7月	県中総体		県中総体・中国大会に向けた実戦練習
8月	中国大会 全国大会	練習試合（夏季休業中）	中国・全国大会に向けた実戦練習
9月			東部秋季大会に向けた実戦練習
10月	東部秋季大会 県民スポレク祭		東部秋季大会・県民スポレク祭に向けた実戦練習
11月			基礎練習 体幹トレーニング
12月			
1月			
2月			
3月			

備考
※ここには、例えば休養期間のことや最高学年の活動期間のことなど、部活動ごとに、生徒や保護者に知らせておいた方が望ましいと考えられる事項等を記入してください。

【鳥取市立○○中学校部活動 計画・実績 表】(例)

★毎週○、○曜日は「部活動休養日」

「計画表」の提出の場合は「計画」に○印を、「実績表」の提出の場合は「実績」に○印をしてください。なお、本表はあくまでも例です。

(吹奏楽)部

(6)月 計画・実績 表

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者の氏名を記入してください。表には指導時間を記入してください。

日	曜	活動時間	活動場所	主な活動内容	第1顧問 (○○)	第2顧問 (○○)	部活動指導員 (○○)
1	月	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	0	0	2
2	火	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	1	2	0
3	水	部活動休養日					
4	木	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	1	0	2
5	金	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	1	2	0
6	土	9:00～12:00	音楽室等	通常練習	1	1	3
7	日	部活動休養日					
8	月	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	0	0	2
9	火	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	1	2	0
10	水	部活動休養日					
11	木	16:15～18:15		週に2日以上ある「部活動休養日」に、あらかじめ色をつけておいてください。	1	0	2
12	金	16:15～18:15	自衛室	通常練習	1	2	0
13	土	9:00～12:00	音楽室等	通常練習	1	1	3
14	日	9:00～12:00	市民会館	コンクール・リハーサル	1	0	3
15	月	振替(6/14分)					
16	火			特別な理由で「部活動休養日」に部活動を行った場合、振替をとってください。			
17	水	部活動休養日					
18	木						
19	金						
20	土						
21	日	部活動休養日					
22	月						
23	火						
24	水	部活動休養日					
25	木						
26	金						
27	土						
28	日	部活動休養日			部や部活動顧問によって指導時間数に大幅な違いが生じないように、管理職がチェックしてください。		
29	月						
30	火						
指導時間数					9	10	17

校長	教頭	第1顧問	第2顧問	部活動指導員